

平成31年度島根支部保険料率について

- I. 平成31年度保険料率について【医療分】 (P1～)
- II. 平成31年度保険料率について【介護分】 (P17～)
- III. 平成31年度保険料率改定にかかる広報について (P21～)

平成31年1月11日 平成30年度第5回評議会



全国健康保険協会 島根支部

協会けんぽ

I . 平成31年度保険料率について【医療分】

1. 平成31年度保険率に関する論点について

1. 平均保険料率

《現状・課題》

- ✓ 協会けんぽの平成29年度決算は、収入が9兆9,485億円、支出が9兆4,998億円、収支差は4,486億円と、収支差は前年度に比べてマイナス500億円となったものの、準備金残高は2兆2,573億円で給付費等の3.1か月分（法定額は給付費等の1か月分）となった。
- ✓ これは、協会においては、ジェネリック医薬品の使用促進、レセプト点検の強化など医療費適正化のための取組を着実に進めてきたことや、日本年金機構における適用対策、後期高齢者支援金の総報酬割への移行などの効果によるものと考えられる。
- ✓ 一方で、協会けんぽでは医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないことに加え、団塊の世代が75歳以上となり、高齢者医療費の増加が見込まれる2025年を見据えれば、後期高齢者支援金等の規模は今後も拡大していくことが見込まれており、今後の財政状況については予断を許さない状況にある。
- ✓ こうした状況も踏まえながら、今後の財政状況を見通す観点から、今回も5年収支見通し等の財政状況に関するシミュレーション（詳細はP.15～28参照）を行ったところ、保険料率10%を維持した場合であっても数年後には準備金を取り崩さなければならぬ見通しとなっている。

【論点】

- **協会の財政構造に大きな変化がない中で、今後の5年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の推移などを考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、平成31年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準についてどのように考えるか。**

2. 都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置

《現状・課題》

- ✓ 激変緩和措置の解消期限は、「平成32年3月31日」（平成31年度末）とされている。これまで段階的に激変緩和措置の解消を図っており、平成30年度の激変緩和措置率は7.2/10。激変緩和措置の解消期限までに均等に引上げを図っていく場合の毎年の激変緩和率は、1.4/10ずつの引上げとなる。なお、平成30年度から本格実施（保険料率にも反映）するインセンティブ制度については、実際の保険料率への反映は、激変緩和措置の終了後の平成32年度からとなる。

【論点】

- 激変緩和措置の解消期限を踏まえ、平成31年度の激変緩和率についてどのように考えるか。

3. 保険料率の変更時期

《現状・課題》

- ✓ これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際（21年9月）及び政府予算案の閣議決定が越年した場合を除き、4月納付分（3月分）から変更している。

【論点】

- 平成31年度保険料率の変更時期について、平成31年4月納付分（3月分）からでよいか。

2. これまでの議論の経緯

- 平成29年12月19日の運営委員会における平成30年度保険料率の議論において、理事長より、「今後の保険料率のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい。」旨の考えが示されている。（P5参照）
- 平成31年度の保険料率については、この理事長発言を踏まえつつ運営委員会では議論が進められた。
- 運営委員会における意見では、一部引き下げの意見もあったが、全体としては10%維持の意見であった。運営委員の主な意見は、平成31年12月19日の運営委員会に資料として提示。（P6参照）
- また、支部評議会においては、理事長の示した考えを基に意見書の提出なしが9支部。一方、意見書の提出があった支部では、平均保険料率10%維持の意見が18支部※、引き下げるべきとの意見が6支部となっている。（P7.8参照）

※島根支部評議会意見は「平均保険料率10%維持」

平成29年12月19日の運営委員会における理事長発言要旨

今回の議論に当たり、先ほどの資料1にも記載のとおり、協会の保険料率の設定には裁量の幅があり、財政状況の期間をどのように考えるかは選択の問題ではあるが、より中長期の財政見通しも踏まえながらご議論いただくため、委員の皆様からのご提案に基づき、今回は今後の保険料率のシミュレーションを新たに提示させていただいた。

これを見ると、平均保険料率の10%を維持した場合であっても、中長期的には10%を上回るという大変厳しい結果となっている。このシミュレーションでは、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政の赤字構造が続いていくことや、団塊の世代が全て後期高齢者となっている2025年度以降も高齢者医療への拠出金が増大していくことが前提となっているが、医療費適正化等の保険者努力を尽くしてもなお、こうした前提は現実として直視せざるを得ない状況にあると考えている。

今回、運営委員や各支部の評議員の皆様からの意見では、平均保険料率10%維持と引下げの両方のご意見をいただいた。従来から平均保険料率10%が負担の限界であると訴えてきており、やはり中長期で見て、できる限りこの負担の限界水準を超えないようにすることを基本として考えていく必要がある。

また、協会けんぽは被用者保険のセーフティネットとしての役割が求められ、それを支えるために、厳しい国家財政の中でも多額の国庫補助が投入されていることも踏まえれば、加入者や事業主の皆様はもちろんのこと、広く国民にとって十分にご理解いただける保険料率とする必要があると考える。

以上を踏まえ、協会としては、平成30年度の保険料率については10%を維持したいと考える。

なお、激変緩和率については、平成31年度末とされた現行の解消期限を踏まえて計画的に解消していく観点から、平成30年度は10分の7.2として10分の1.4の引き上げを厚生労働省に要望し、保険料率の変更時期については、平成30年4月納付分からとしたいと考えている。

最後に、来年度以降の保険料率についての議論のあり方について、一言申し上げたい。これまで3年間、財政的に余裕があるという恵まれた、しかし同時に議論が難しい状況において、翌年度の保険料率の議論を行ってきたが、先ほども申し上げたとおり、医療費の伸びが保険料のベースとなる賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造や更なる人口高齢化に伴う拠出金の増大は、容易に変わるとは考えられず、このため収支見通しが大幅に変わるとも考えにくい。

保険料率をどれほどのタイムスパン、時間の幅で考えるかは保険者としての裁量の問題、選択の問題であるが、私どもとしては、やはり中期、5年ないし2025年問題と言われている以上、その辺りまで十分に視野に入れなければならないと考えている。3回目の議論を終えるに当たり、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたいと考えている。

1. 平均保険料率

- 平均保険料率10%を維持して、中長期的に安定した運営を行うべきである。また、加入者や事業主に対する周知と理解を得ることが重要である。
- 協会けんぽには、国庫補助が入っているが、過去には保険料率の引下げにあわせ、国庫補助も引き下げられたことがあるため、現行の平均保険料率10%は維持しなければならない。
- 2040年以降、高齢者が増加する一方、生産年齢人口の急激な減少が見込まれる中、今後の協会けんぽの存続を考えると、短期的な準備金の状況だけを見て保険料率を下げるのは、世代間の負担の公平性や所得の再分配の観点から、将来世代につけを回してしまうという懸念がある。
- 医療機関等への受診者の増加及び1人当たり医療費の増加が医療費増加の主な要因であるが、近年の医療費増加は、特に医療の高度化に伴う1人当たり医療費の増加に起因するところが多い。そのような状況を踏まえると、中期的に考える必要があり、保険料率を下げることに疑問を感じる。
- 被保険者の立場からすると、保険料率引下げとなれば喜ばしいが、現状を踏まえると、10%を維持することが妥当と考える。
- 税や保険料の負担増の影響で事業所数が減少することのないよう、保険料率を下げられるときに下げるべきである。併せて、国庫補助率が引き下げられることがないよう、国に訴えていかなければならない。
- 保険料率を議論するにあたっては、短時間労働者の適用拡大、高齢化に伴う医療費、拠出金の負担増、制度改正等、社会的な情勢を踏まえて議論しなければならない。

2. 都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置

平成31年度の激変緩和率は8.6/10に引上げることで、特段の異論はなかった。

3. 保険料率の変更時期

平成31年4月納付分から変更するという点について、特段の異論はなかった。

平成31年度の保険料率に関する支部評議会の意見

平成30年10月から11月にかけて開催した各支部の評議会での意見については、必ず提出を求めていたこれまでの取扱いを変更し、理事長の現時点における考え（状況に大きな変化がない限り、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくこと）を評議会で説明した上で、意見提出は任意とされた。

意見書の提出状況並びに平均保険料率に対しての意見の概要は以下のとおり。

意見書の提出なし	9支部	
意見書の提出あり	38支部	
① 平均保険料率10%を維持するべきという支部	18支部	(島根支部含む)
② ①と③の両方の意見のある支部	13支部	
③ 引き下げるべきという支部	6支部	
④ その他（平均保険料率に対しての明確な意見なし）	1支部	

※激変緩和措置については、計画的な解消以外の意見はほぼなく、保険料率の変更時期については、4月納付分（3月分）以外の意見はなし。

平成31年度保険料率に関する島根支部評議会意見

平成30年度第3回島根支部評議会（平成30年10月26日開催）において、平成31年度保険料率に関する論点（P2、3）について議論し、以下の島根支部評議会における意見協会本部に対し提出した。

【評議会意見のまとめ】

1. 財政見通しに使用する指標は、取り上げる目的によって様々な解釈が可能なため、適正かつ慎重に判断してもらいたい。
2. 中長期的な財政見通しは、上記指標の影響を考慮してより慎重に考えてもらいたい。
3. 保険料率を下げるためインセンティブ制度を中心として、事業主・加入者になにができるのか、より積極的に周知広報をしてもらいたい。

【学識経験者】

協会が中長期的な視点で考えるというならば、協会けんぽの財政見通し算出に使用する指標もより慎重に判断しなければならない。内閣府の統計「雇用者報酬」修正があったように、高めに見積もられた数字を鵜呑みにして楽観することがあってはならない。一度、甘い見通しにより判断し、後から厳しくすることは困難である。

【事業主代表】

これからは高齢者が増え、日本全体の人口は減る。今の人口構造では、加入者の負担は上げていかないと成り立たないことは皆わかっているが、どうしても保険料率が上がることに拒否感がある。

理由は、可処分所得が増えておらず、収入が上がっている実感を労働者が持っていない。企業は人手不足で残業させたいが、国は働き方改革「生産性の向上」で解決させようとする。結果残業は減り収入も減る。国の理屈は分かるが、これからAIが進むともっと大きな改革の波が来るのではないかと。そうなった時に事業所が持ちこたえることができるのかという大きな不安がある。

もはや料率が上がることは仕方がないが、保険料率を負担するという「入口」に対する結果としての、従業員・事業主が実感できる成果「出口」がほしい。協会けんぽの考える「出口」は、インセンティブ制度により、従業員・事業主がどのような努力をすれば、どのような恩恵「健康」を得られることなのか、皆が理解できるよう周知広報に力を入れてもらいたい。

料率10%維持は賛成せざるを得ない。次世代を考えて、つけの先送りにならないようにしていかなければならない。

3. 協会けんぽとしての対応

平成31年度の保険料率について、運営委員会での意見を踏まえ、以下のとおり協会けんぽとしての対応を決定した。

1. 平均保険料率について

平成31年度の平均保険料率については、10%を維持する。

2. 激変緩和率について

現行の解消期限（平成31年度末）を踏まえて計画的に解消していく観点から、1.4/10を引き上げ8.6/10とすることを厚生労働省に要請した。

3. 保険料の変更時期について

平成31年4月納付分からとする。

4. 都道府県単位保険料率決定までのスケジュール（予定含む）

○12月19日 運営委員会（平均保険料率の方針決定）

○12月21日 政府予算案（31年度）の閣議決定

○1月11日～21日 支部評議会の開催
（都道府県単位保険料率についての意見聴取）

○上記評議会開催後 支部長から理事長への意見の申出

○1月31日 運営委員会にて都道府県単位保険料率の決定

○料率変更について、厚生労働大臣へ認可申請

厚生労働大臣から認可・告示

（参考）健康保険法第160条

6. 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。

7. 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。

8. 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

5. 協会けんぽの収支見込（医療分）

協会けんぽの収支見込（医療分）

（単位：億円）

		29年度	30年度	31年度	備考
		決算	直近見込 (30年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (30年12月)	
収入	保険料収入	87,974	91,314	96,572	24-30年度保険料率： 10.00% 31年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	11,343	11,850	12,110	
	その他	167	179	600	
	計	99,485	103,343	109,282	
支出	保険給付費	58,117	60,206	64,373	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> 拠出金等対前年度比 ▲ 5 + 1,455 } + 1,450 ▲ 206 </div>
	老人保健拠出金	0	-	-	
	前期高齢者納付金	15,495	15,262	15,257	
	後期高齢者支援金	18,352	19,516	20,971	
	退職者給付拠出金	1,066	208	2	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	1,969	2,745	3,489	
	計	94,998	97,937	104,092	
単年度収支差		4,486	5,406	5,190	○31年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 31年度均衡保険料率： 9.46%
準備金残高		22,573	27,979	33,169	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

6. 島根支部収支の推移（平成28年度～平成30年度、国庫補助を除く）

○島根支部は、年齢調整額と所得調整額のマイナス調整を大きく受けております。

○激変緩和によるマイナス調整は、同措置の解消に伴い減少しつつあります。 ※調整の仕組みは次頁参照

（単位：百万円）

		28年度（決算）	29年度（決算）	30年度 （料率セット時見込み）
収入	保険料収入	51,583	51,947	56,285
	一般分	51,562	51,934	56,271
	その他収入	117	80	205
	債権回収以外	44	30	120
	債権回収	73	50	85
	計	51,700	52,027	56,405
支出	医療給付費（国庫補助を除く）（調整後）	26,718	26,784	29,334
	医療給付費	31,204	31,355	34,004
	年齢調整額	▲ 1,107	▲ 1,221	▲ 1,208
	所得調整額	▲ 2,928	▲ 3,050	▲ 3,210
	激変緩和	▲ 451	▲ 300	▲ 252
	現金給付費等（国庫補助等を除く）	2,331	2,272	2,538
	前期高齢者納付金等（国庫補助を除く）	18,486	19,216	20,053
	業務経費（国庫補助を除く）	653	668	825
	一般管理費（国庫補助を除く）	190	207	298
	その他支出	174	164	520
	準備金積立て	0	0	2,741
	前々年度の収支差の精算	212	127	96
	特別計上分（業務経費の別掲）	2	0	0
	計	48,766	49,439	56,405
収支差	計	2,934	2,589	0
	全国平均分	3,030	2,622	0
	地域差分	▲ 96	▲ 34	0

（注）

- ・年齢調整額、所得調整額、激変緩和のマイナスは、調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。
- ・収支差（地域差分）については2年度後の保険料率算定時に精算します。当該収支差は、プラスの場合は収入に加算し、マイナスの場合は絶対値の額を支出に加算します。
- ・端数整理のため、係数が一致しない場合があります。

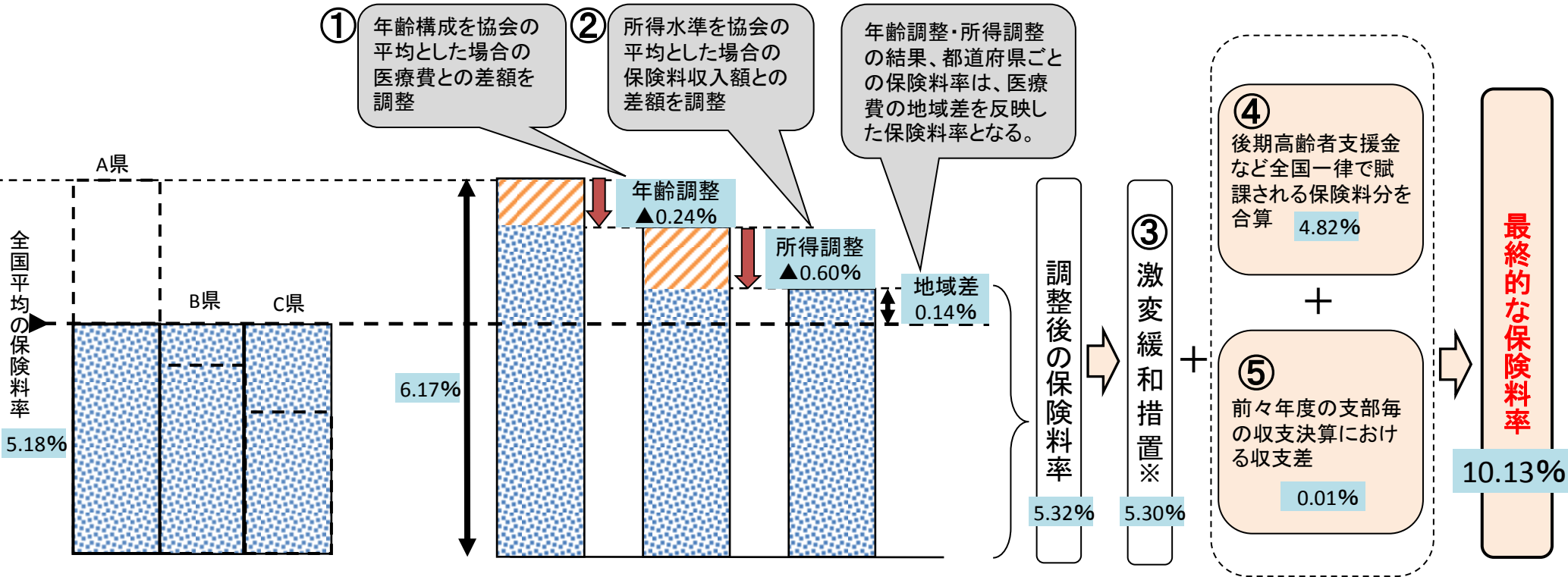
7. 都道府県単位保険料率決定のプロセス・イメージ

○地域の年齢構成や所得水準を考慮することなく、医療費をそのままその都道府県単位保険料率反映させると、年齢構成の高い都道府県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い都道府県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。

○このため、都道府県単位保険料率の設定にあたっては、その地域の年齢構成や所得水準の違いをそのまま料率に反映させるのではなく、年齢構成の違いによる医療費の差や、所得水準の違いによる財政力の差を調整した上で、各都道府県単位保険料率を設定することとなっている。

保険料率決定の大まかなイメージ(年齢構成が高く、所得構成が低い島根支部の場合)

数値は平成31年度保険料率



(※) **激変緩和措置**は、医療に要する費用の適正化等に係る協会の取組の状況に応じて平成36年3月31日までの間で政令で定める日(現時点では、激変緩和措置の期限は平成32年3月31日まで)

(※) 災害等特殊事情についても、適切な調整を行う。

8. 平成31年度島根支部の保険料率について

【計算方法の詳細は（参考資料1）参照】

●島根支部における医療給付費についての調整前の所要保険料率・・・6.17% 【※H30年度・・・6.12%】

調整計 ▲0.84%
【※H30年度・・・▲0.80%】

…年齢調整・所得調整を実施

年齢調整 ▲0.24%
【※H30年度・・・▲0.22%】

所得調整 ▲0.60%
【※H30年度・・・▲0.58%】

●島根支部における医療給付費についての調整後の所要保険料率・・・5.32%（※全国平均5.18%）
【※H30年度・・・5.33%（全国平均5.17%）】

…激変緩和措置を実施

【激変緩和措置】

- 平成31年度における激変緩和率は8.6/10（予定）。【※H30年度・・・7.2/10】
➢全国平均（5.18%）と島根支部（5.32%）の差（0.14%）を8.6/10に圧縮すること。
（0.14% × 8.6/10 ≒ 0.12%）

◎激変緩和措置後保険料率 = 5.18% + 0.12% ≒ **5.30%** A 【※H30年度・・・5.28%】

+

●全国一律の部分・・・ **4.82%** B

【※H30年度・・・4.83%】

現金給付費

前期高齢者納付金

後期高齢者支援金

業務経費

一般管理費

等

●精算に係る経費の部分・・・ **0.01%** C

【※H30年度・・・0.02%】

平成29年度の支部毎の収支決算
における収支差

A + B + C = 5.30% + 4.82% + 0.01% ≒ 10.13%

平成31年度における島根支部保険料率 **10.13%**

（※H30年度・・・10.13% 同率）

《※参考》

- 実際の保険料額
（島根支部における平均の標準報酬月額26万円の場合※H30.9時点）
・平成31年度料率10.13% ⇒ 全額26,338円（折半額13,169円）
※平成30年度10.13%（同率）

※端数処理のため、計数が整合しない場合がある

9. 全国における島根支部の位置

平成31年度都道府県単位保険料率の
平成30年度からの変化
(暫定版)

平成30年度保険料率 からの変化分		支部数
料率(%)	金額(円)	
+0.14	+196	1
+0.08	+112	1
+0.07	+98	3
+0.06	+84	1
+0.05	+70	4
+0.04	+56	4
+0.03	+42	2
+0.02	+28	3
+0.01	+14	3
0.00	0	7
▲0.01	▲14	1
▲0.02	▲28	3
▲0.04	▲56	1
▲0.05	▲70	4
▲0.06	▲84	3
▲0.07	▲98	1
▲0.08	▲112	2
▲0.09	▲126	1
▲0.10	▲140	2

島根 ➤

島根 ➤

平成31年度都道府県単位保険料率における
保険料率別の支部数
(暫定版)

保険料率 (%)	支部数
10.75	1
10.31	2
10.30	1
10.24	2
10.22	1
10.21	3
10.19	1
10.18	1
10.16	1
10.15	1
10.14	2
10.13	1
10.10	1
10.07	1
10.03	2
10.02	2
10.00	2
9.99	1
9.95	1
9.92	1
9.91	1
9.90	4
9.88	1
9.87	2
9.86	1
9.84	2
9.81	1
9.80	1
9.79	1
9.75	1
9.74	1
9.71	1
9.69	1
9.63	1

注1. 「+」は平成31年度保険料率が平成30年度保険料率より上がったことを、「▲」は下がったことを示している。
 2. 金額は、標準報酬月額28万円の者に係る保険料負担(月額;労使折半後)の増減である。

注. 平均保険料率10.00%、激変緩和率10分の8.6として算定

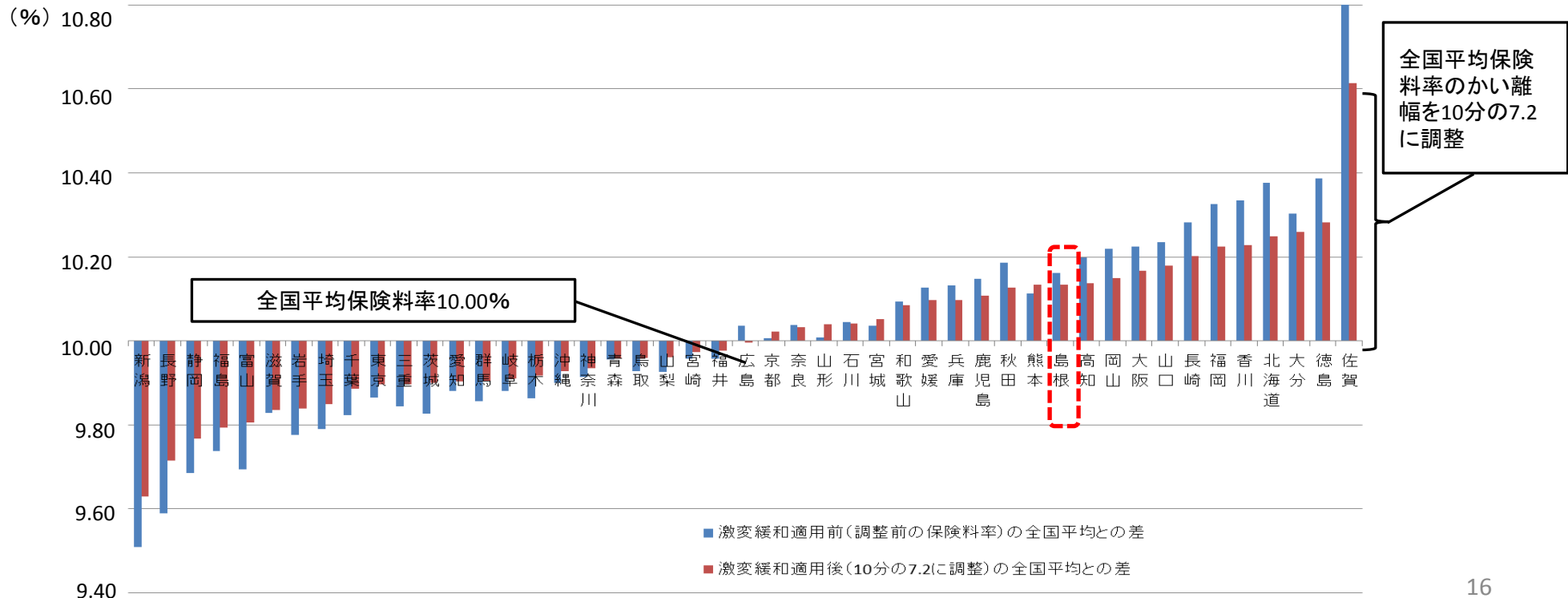
10. 激変緩和措置と島根支部保険料率の推移

【激変緩和措置と島根支部保険料率の推移】

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
激変緩和措置	10分の1	10分の1.5	10分の2	10分の2.5	10分の2.5	10分の2.5	10分の3	10分の4.4	10分の5.8	10分の7.2	10分の8.6
島根支部保険料率	8.21%	9.33%	9.51%	10.00%	10.00%	10.00%	10.06%	10.09%	10.10%	10.13%	10.13%
激変緩和前※	8.25%	9.36%	9.54%	10.02%	10.08%	10.15%	10.09%	10.12%	10.13%	10.16%	10.15%

※激変緩和前の料率には、2年前の支部別収支精算分を含めていない。

【（参考）激変緩和による平成30年度都道府県単位保険料率について※31年度ではない】



※2年前の支部別収支の精算を行っているため、調整前と調整後の幅は都道府県によって差があります。

Ⅱ．平成31年度保険料率について【介護分】

1. 介護保険の平成31年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

31年度は、30年度末に見込まれる不足分(401億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう**1.73%(4月納付分から変更)**とする。

※ 31年度政府予算案では、介護納付金は1兆252億円と前年度比で122億円の増加の見込み。

【(参考)健康保険法160条16項】

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額(協会が管掌する健康保険においては、その額から第153条第2項の規定による国庫補助額を控除した額)を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額} - \text{国庫補助額等}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳~64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

○1.57%から31年4月以降に1.73%へ引き上げた場合の31年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半前)

〔年額〕 6,911円 (67,814円 → 74,725円) の負担増

〔月額〕 512円 (5,024円 → 5,536円) の負担増

(注1) 標準報酬月額を320,000円、賞与月額を年1.498月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は31年度(12か月分)と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額によって算定したものである。

【(参考) 介護保険料率の推移】

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
介護保険料率	1.19%	1.50%	1.51%	1.55%	1.55%	1.72%	1.58%	1.58%	1.65%	1.57%	1.73%
負担割合(2号被保険者)	30%			29%			28%			27%	
介護保険への被用者保険間負担割合	介護2号被保険者割							1/3総報酬割	1/2総報酬割	3/4総報酬割	

(注) 29年度の介護保険の被用者保険間負担割合は、8月から1/2総報酬制であり、実質1/3総報酬割となる。なお、総報酬割については32年度に完全移行完了。

2. 協会けんぽの収支見込（介護分）

協会けんぽの収支見込（介護分）

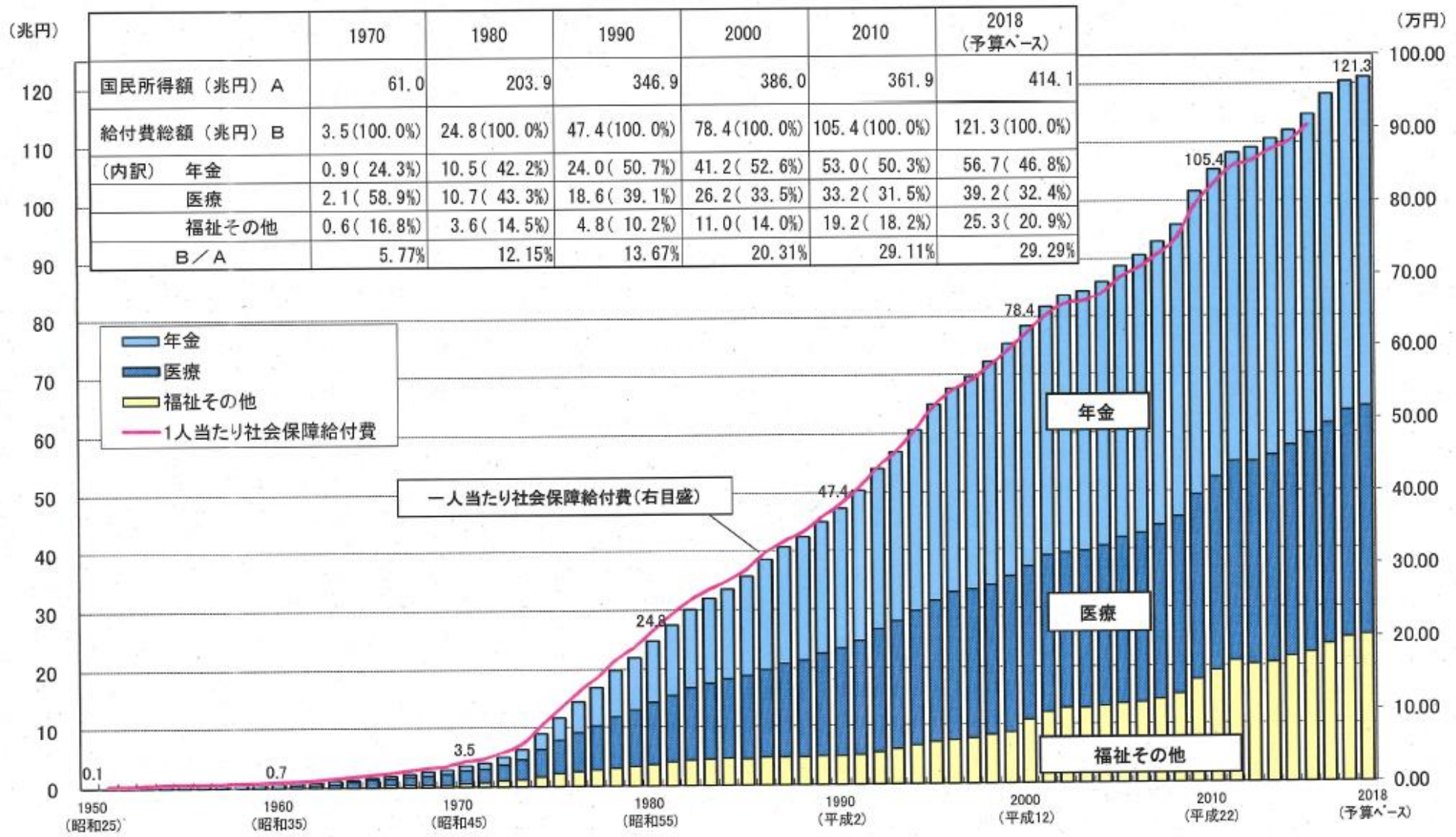
（単位：億円）

		29年度	30年度	31年度	備考
		決算	直近見込 (30年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (30年12月)	
収入	保険料収入	8,680	8,665	10,169	29年度保険料率： 1.65%
	国庫補助等	1,174	879	504	30年度保険料率： 1.57%
	その他	0	0	0	31年度保険料率： 1.73%
	計	9,854	9,545	10,673	納付金対前年度比
支出	介護納付金	9,858	10,130	10,252	⇒ + 122
	その他	0	18	0	
	計	9,858	10,148	10,252	
単年度収支差		▲ 5	▲ 603	420	
準備金残高		202	▲ 401	19	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

(参考)

社会保障給付費の推移



資料:国立社会保障・人口問題研究所「平成27年度社会保障費用統計」、2016年度、2017年度、2018年度(予算ベース)は厚生労働省推計、
 2018年度の国民所得額は「平成30年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(平成30年1月22日閣議決定)」
 (注)図中の数値は、1950,1960,1970,1980,1990,2000及び2010並びに2018年度(予算ベース)の社会保障給付費(兆円)である。

Ⅲ. 平成31年度保険料率改定にかかる広報について

1. 平成31年度保険料率改定にかかる広報の対応について

1. 広報の目的

- 平成31年度の島根支部保険料率については、前述のとおり据え置きの見込みであり、このことを加入者や事業主に正確に伝達すること。
- 保険者機能を発揮する観点から、保険料を支払う加入者の皆さまに保険料率が変更となる理由をご理解いただくとともに、医療費適正化等にかかる協会けんぽの取組状況を周知することにより、事業主及び加入者の行動変容を促すこと。

2. 今後の広報予定

- 2月の納入告知書へ料額表チラシを同封
- 事業所への保険料率周知リーフレットの送付
- ポスターを作成し、支部窓口における掲示や関係団体等へ送付
- 新聞広告の作成
- ホームページへの掲載
- 市町村及び関係団体が発行する広報誌への記事掲載依頼

➤このような手段により、料率が変更となること、変更後の料率、変更時期について、周知を予定しております。
(※詳しい広報スケジュール等は、次ページをご覧ください。)

2. 平成31年度保険料率改定にかかる広報スケジュール

